

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)



福島県報

目次

告示

○水域類型の指定及び基準値の達成期間を定める件の一部を改正する件 九

○水質汚濁に係る環境基準の水域類型を指定し、及び当該水域に係る基準値の達成期間及び暫定目標を定める件の一部を改正する件 九
○救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件 九
○保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件 一〇
○道路の区域を変更する件九件 一〇
○道路の供用を開始する件七件 一〇

公告

○電線共同溝を整備すべき道路として指定した件 一〇四
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する件 一〇五
○福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件三件 一〇六
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件 一〇七
○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件 一〇七
○障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨届出があった件 一〇七
○障害者自立支援法による指定自立支援医療機関が指定を辞退した件 一〇七

告示

福島県告示第百三十号

水域類型の指定及び基準値の達成期間を定める件(昭和五十三年福島県告示第四百五十八号)の一部を次のように改正する。

平成二十年二月二十六日

福島県知事 佐藤雄平

本文中「環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令(昭和四十六年政令第百五十九号)本則第一項」を「環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十六条第二項」に改める。

別表中

小泉川水系	小泉川(小泉橋より下流)	河川 C
小高川水系	小高川(大江橋より上流)	河川 A
小高川水系	小高川(大江橋より下流)	河川 B

を

小泉川水
小高川水
小高川水

系 小泉川(小泉橋より下流)
系 小高川(善丁橋より上流)
系 小高川(善丁橋より下流)

河川 B
河川 A
河川 A

に、

阿賀野川水系 沼沢沼

を

阿賀野川水系 沼沢湖

に改める。

(環境保全領域水環境グループ)

福島県告示第百三十一号

水質汚濁に係る環境基準の水域類型を指定し、及び当該水域に係る基準値の達成期間及び暫定目標を定める件(平成十八年福島県告示第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

平成二十年二月二十六日

福島県知事 佐藤雄平

表中「一真野川水系 真野川(桜田橋より下流)一河川 B」を「一真野川水系 真野川(桜田橋より下流)一河川 A」に改める。

(環境保全領域水環境グループ)

福島県告示第百三十二号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を平成二十年二月一日救急病院として認定した。

平成二十年二月二十六日

福島県知事 佐藤雄平

名称

所在地

認定有効期限

総合病院福島赤十字病院

福島市入江町一―一三

平成二十三年一月三十一日

財団法人大原総合病院

同 市大町六一―一

同

医療生協わたり病院

同 市渡利字中江町三四

同

公立藤田総合病院

伊達郡国見町大字塚野目字三

同

医療法人慈久会谷病院	本木一四	本宮市本宮字南町裡一四九	同
寿泉堂綜合病院	同	郡山市駅前一八―一六	同
財団法人星綜合病院	同	市大町二―一―一六	同
医療法人保科病院	同	市細沼町二―二―二	同
財団法人脳神経疾患研究所	同	市八山田七―一―一五	同
附属総合南東北病院	同	市朝日二―一―一八	同
医療法人明信会今泉西病院	同	市熱海町熱海五―二―四〇	同
財団法人太田綜合病院附属	同	須賀川市北町二〇	同
太田熱海病院	同	白河市横町一―四	同
公立岩瀬病院	同	同 市郭内一―	同
福島県厚生農業協同組合連合会白河厚生綜合病院	同	西白河郡矢吹町本町二二六	同
田口病院	同	会津若松市城前一〇―七五	同
財団法人会田病院	同	市鶴賀町一―一	同
福島県立会津綜合病院	同	同 市山鹿町三―二―七	同
財団法人温知会会津中央病院	同	喜多方市松山町村松字北原三六四三―一	同
財団法人竹田綜合病院	同	河沼郡会津坂下町字逆水一八五六	同
医療法人昨雲会飯塚病院附属有隣病院	同	相馬市新沼字坪ヶ迫一四二	同
福島県厚生農業協同組合連合会坂下厚生綜合病院	同	南相馬市原町区旭町三―二―一	同
公立相馬綜合病院	同	双葉郡双葉町大字新山字久保前一〇〇	同
医療法人相雲会小野田病院	同	いわき市平字小太郎町一―一	同
福島県厚生農業協同組合連合会双葉厚生病院	同	市平字堂根町二―三	同
松村綜合病院	同	市内郷御厩町久世原一六	同
竹林病院	同	市常磐上湯長谷町上ノ台五七	同
いわき市立総合磐城共立病院	同	市錦町落合一―一	同
いわき市立常磐病院	同		
呉羽綜合病院	同		

(健康衛生領域医療看護グループ)

福島県告示第百三十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

- 平成二十年二月二十六日
- 福島県知事 佐藤 雄平
- 解除予定保安林の所在場所
相馬市山上字縄谷一五三の二二、一五三の二三
 - 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 解除の理由
道路用地とするため
- (森林業領域治山対策グループ)

福島県告示第百三十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県会津若松建設事務所で平成二十年二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年二月二十六日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 敷地の幅員 (メートル)	変更後 敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
一般国道 四〇一号	大沼郡会津美里町松坂 字博士沢丁六二五番一 地先から 同 郡同 町松坂 字博士沢丁六二五番一 地先まで	一一・〇〇 三〇・〇〇	二〇・〇〇 一七五・〇〇	三一・〇〇

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第百三十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県会津若松建設事務所で平成二十年二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年二月二十六日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)

県道大内 会津高田 線	大沼郡会津美里町富川 字上中川二八四番一 地先から	変更前	五・八 二五・〇	二二七・〇
	同 郡同 町富川 字中川原二〇六番地 先まで	変更後	五・八 二五・〇	二二七・〇
		更後の別	(メートル)	(メートル)

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第百三十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県喜多方建設事務所で平成二十年二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年二月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

県道上郷 下野尻線	耶麻郡西会津町新郷大 字笹川字高橋二二二四 番地先から	変更前 変更後の別	四・〇 一〇・〇	二〇〇・〇
	同 郡同 町新郷大 字笹川字高橋二二二五 番二地先まで			
同 郡同 町新郷大 字笹川字高橋二二二四 番地先から	同 郡同 町新郷大 字笹川字高橋二二二二 番一地从先から	変更前	五・〇 六・五	一五〇・〇
		更後の別	(メートル)	(メートル)

福島県告示第百三十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県喜多方建設事務所で平成二十年二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年二月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

字笹川字高橋二二二五 番二地先まで	変更後	五・〇 四〇・〇	一九七・〇
	同 郡同 町新郷大 字笹川字高橋二二二二 番一地从先から	同 郡同 町新郷大 字笹川字高橋二二八五 番地先まで	

(道路領域道路企画グループ)

県道新郷 荻野停車場 線	喜多方市高郷町揚津字 狸森九番二地先から	変更前	五・〇 二二・〇	二八二・五
	同 市高郷町揚津字 狸森五番地先まで	変更後	一八・四 六八・〇	三三〇・〇
		更後の別	(メートル)	(メートル)

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第百三十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県喜多方建設事務所で平成二十年二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年二月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区	間	変更前変	敷地の幅員	延	長
-----	---	---	------	-------	---	---

福島県告示第百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県喜多方建設事務所で平成二十年二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年二月二十六日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更の別	
		変更前	変更後
県道喜多方西会津線	喜多方市山都町館ノ原字上ノ原五二四五番一 地先から 同 市山都町館ノ原字上ノ原五二四五番一 地先まで	七・二	五・三
		一一・四 一一・六	五・三

(道路領域道路企画グループ)

路線名	区 間	変更の別	
		変更前	変更後
県道壺楊本町線	耶麻郡猪苗代町大字八幡字川久保三二五八番 地先から 同 郡同 町大字西館字下屋敷二五七番地 先まで	七・五 二〇・三	二九五・〇
		一〇・二 二五・五	二九五・〇

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第百四十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県喜多方建設事務所で平成二十年二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年二月二十六日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更の別	
		変更前	変更後
県道猪苗代塩川線	耶麻郡猪苗代町大字長田字手洗川西三八三六番二〇地先から 同 郡同 町大字三ツ和字長老山三四八七番一地先まで	八・〇 二〇・〇	一、一三〇・〇
		八・〇 二〇・〇	一、一三〇・〇

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県南会津建設事務所で平成二十年二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年二月二十六日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更の別	
		変更前	変更後
一般国道二八九号	南会津郡下郷町大字大松川字塚ノ前五九六番三地先から 同 郡同 町大字南倉沢字猪番場平八四〇番二一地先まで	六・〇 四七・〇	六、〇九八・四
		一・〇 一六五・〇	六、二〇九・五

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県いわき建設事務所で平成二十年二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年二月二十六日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道旅人 勿来線	いわき市田人町旅人字 松葉八二番一地从先から 同 市田人町旅人字 松葉七七番地先まで	変更前	五・八 一〇・四	四〇・〇
	同 市田人町旅人字 松葉七一番二地从先から 同 市田人町旅人字 松葉六三番一地从先から 同 市田人町旅人字 松葉四三番地先まで	変更後	六・〇 九・〇	六〇・〇
同 市田人町旅人字 松葉七一番二地从先から 同 市田人町旅人字 松葉六三番一地从先から 同 市田人町旅人字 松葉四三番地先まで	同 市田人町旅人字 松葉八二番一地从先から 同 市田人町旅人字 松葉七七番地先まで	変更前	六・〇 一八・四	四〇・〇
	同 市田人町旅人字 松葉七一番二地从先から 同 市田人町旅人字 松葉六三番一地从先から 同 市田人町旅人字 松葉四三番地先まで	変更後	八・四 一六・〇	六〇・〇
同 市田人町旅人字 松葉六三番一地从先から 同 市田人町旅人字 松葉四三番地先まで	同 市田人町旅人字 松葉六三番一地从先から 同 市田人町旅人字 松葉四三番地先まで	変更前	一三・〇 二九・〇	三〇〇・二
同 市田人町旅人字 松葉六三番一地从先から 同 市田人町旅人字 松葉四三番地先まで	同 市田人町旅人字 松葉六三番一地从先から 同 市田人町旅人字 松葉四三番地先まで	変更後	一三・〇 二九・〇	三〇〇・二

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県東北建設事務所で平成二十年二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年二月二十六日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始 の 期 日
県道飯坂保原線	福島市岡島字戸切場一番一地从先から 同 市岡島字戸切場一番一地从先まで	平成二〇年 二月二十六日

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県県中建設事務所で平成二十年二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年二月二十六日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始 の 期 日
県道郡山大越線	田村市船引町芦沢字上山田一七二番一地从先から 同 市船引町芦沢字壁須一三五番地先まで	平成二〇年 二月二十六日

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県会津若松建設事務所で平成二十年二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年二月二十六日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始 の 期 日
同 市田人町旅人字 松葉六三番一地从先から 同 市田人町旅人字 松葉四三番地先まで	同 市田人町旅人字 松葉六三番一地从先から 同 市田人町旅人字 松葉四三番地先まで	平成二〇年 二月二十六日

県道大内会津高田線	大沼郡会津美里町富川字上中川二八四番一地从先から 同 郡同 町富川字中川原一〇六番地先まで	平成二〇年 二月二六日
-----------	--	----------------

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県会津若松建設事務所で平成二十年二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年二月二十六日

福島県知事 佐藤雄平

一般国道四〇一号	大沼郡会津美里町松坂字博士沢丁六二五番一地从先から 同 郡同 町松坂字博士沢丁六二五番一地从先まで	平成二〇年 二月二六日
----------	--	----------------

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県喜多方建設事務所で平成二十年二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年二月二十六日

福島県知事 佐藤雄平

県道上郷下野尻線	耶麻郡西会津町新郷大字笹川字高橋三三二四番地先から 同 郡同 町新郷大字笹川字高橋三三二五番二地先まで	平成二〇年
----------	--	-------

同 郡同	町新郷大字笹川字高橋三三二二番一地从先から 同 郡同 町新郷大字笹川字高橋二二八五番地先まで	二月二六日
------	---	-------

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県喜多方建設事務所で平成二十年二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年二月二十六日

福島県知事 佐藤雄平

県道新郷荻野野停車場線	喜多方市高郷町揚津字狸森九番三地从先から 同 郡同 町揚津字狸森五番地先まで	平成二〇年 二月二六日
-------------	---	----------------

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県いわき建設事務所で平成二十年二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年二月二十六日

福島県知事 佐藤雄平

県道旅人勿来線	いわき市市田人町旅人字松葉六一番地先から 同 市市田人町旅人字松葉四三番地先まで	平成二〇年 二月二六日
---------	---	----------------

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第百五十号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の

規定により、電線共同溝を整備すべき道路及びその区間を次のとおり指定した。
平成二十年二月二十六日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	一般国道一一四号
区間	双葉郡浪江町大字権現堂字蛭子町一八番地先から同町大字権現堂字新町五〇番地先までの上り線 同 郡同 町大字権現堂字本城五三番三地先から同町大字権現堂字新町四八番一地先までの下り線

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第五十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第一項及び第八条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十年二月二十六日

福島県知事 佐藤 雄平

一 土砂災害警戒区域

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
真名子	西白河郡西郷村大字羽太字上ノ林	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
杉ノ入沢	同 郡同 村大字羽太字杉ノ入沢	土石流	
上新城	白河市大信上新城字屋敷	急傾斜地の崩壊	
仙久内	同 市大信隈戸字仙久内屋敷	急傾斜地の崩壊	
十日市1号	同 市大信隈戸字十日市	急傾斜地の崩壊	
十日市2号	同 市大信隈戸字十日市	急傾斜地の崩壊	

二 土砂災害特別警戒区域

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲及び自然現象により建築物に作用すると想
居平	西白河郡泉崎村大字太田川字居平	急傾斜地の崩壊	
岩崎	同 郡同 村大字太田川字岩崎	急傾斜地の崩壊	
行方地	同 郡同 村大字北平山字行方地	急傾斜地の崩壊	
小林	同 郡同 村大字太田川字小林	急傾斜地の崩壊	
金山沢	同 郡同 村大字太田川字金山	土石流	
手這	いわき市常磐町藤原町手這	急傾斜地の崩壊	
村山	同 市常磐町下船尾町村山	急傾斜地の崩壊	
宮下	同 市常磐町下船尾町宮下	急傾斜地の崩壊	
歌川	同 市常磐町下船尾町歌川	急傾斜地の崩壊	
居作	同 市常磐町下船尾町居作	急傾斜地の崩壊	
中畑1号	同 市常磐町下船尾町中畑	急傾斜地の崩壊	
東作1号	同 市常磐町下船尾町東作	急傾斜地の崩壊	
中畑2号	同 市常磐町下船尾町中畑	急傾斜地の崩壊	
人工居作	同 市常磐町下船尾町居作	急傾斜地の崩壊	

中畑1号	居作	歌川	宮下	村山	手這	金山沢	小林	行方地	岩崎	十日市2号	十日市1号	仙久内	上新城	杉ノ入沢	真名子	
同	同	同	同	同	いわき市常磐町藤原町手這	同 郡同 村大字太田川字金山	同 郡同 村大字太田川字小林	同 郡同 村大字北平山字行方地	同 郡同 村大字太田川字岩崎	同 市大信隈戸字十日市	同 市大信隈戸字十日市	同 市大信隈戸字仙久内屋敷	白河市大信上新城字屋敷	同 郡同 村大字羽太字杉ノ入沢	西白河郡西郷村大字羽太字上ノ林	
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	急傾斜地の崩壊	
															定される衝撃	
															次の図のとおり	

東作1号	同	市常磐町下船尾町東作	急傾斜地の崩壊
中畑2号	同	市常磐町下船尾町中畑	急傾斜地の崩壊
人工居作	同	市常磐町下船尾町居作	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾領域砂防グループ及び当該土砂災害警戒区域又は当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。）
（河川港湾領域砂防グループ）

福島県告示第百五十二号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十年二月八日次のとおり指定した。

平成二十年二月二十六日

氏名又は名称

住所

指定の有効期間

福島県知事 佐藤 雄平
売りさばきの場所

藤澤 勝

石川郡石川町字高田一五〇番地の二

平成二〇年四月一日から平成二五年三月三十一日まで

住所地に同じ

斎藤 次男

郡山市亀田一丁目四五番二四号

同

福島県告示第百五十三号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十年二月十三日次のとおり指定した。

平成二十年二月二十六日

氏名又は名称

住所

指定の有効期間

福島県知事 佐藤 雄平
売りさばきの場所

有限会社ティ
ーエス商店

郡山市大槻町字室の木北三九番地の

平成二〇年二月二〇日から平成二四年九月三〇日まで

住所地に同じ

福島県告示第百五十四号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十年二月十八日次のとおり指定した。

平成二十年二月二十六日

（出納局公金管理グループ）

氏名又は名称 住所
 福島県木材協 福島市中町五番一
 同組合連合会 八号
 本宮地区交通 本宮市本宮字万世
 安全協会 会 一七二番地一
 長 大浪 清
 次郎

指定の有効期間
 平成二〇年四月一日から平成
 二五年三月三十一日まで

福島県知事 佐 藤 雄 平
 売りさばぎの場所
 住所地に同じ

同

(出納局公金管理グループ)

公 告

公告第九十五号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、次のとおり公告する。

平成二十年二月二十六日

福島県知事 佐 藤 雄 平

- 一 申請のあつた年月日
平成二十年二月十二日
 - 二 名称
NPO法人地域おこし夢クラブ
 - 三 代表者の氏名
坂本 忠雄
 - 四 主たる事務所の所在地
福島県西白河郡矢吹町小松二百七十九番地
 - 五 定款に記載された目的
この法人は、福島県南地方の芸術文化の振興・青少年の健全育成・住民福祉の向上、伝統文化の継承を図る、各種市民活動の支援、健康、福祉、教育環境の整備のための、調査・研究・情報収集及び、各種団体・行政と連携し、良質な住民生活が享受できる、地域づくりに寄与することを目的とする。
- (文化領域県民文化グループ)

公告第九十六号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、次のとおり公告する。

平成二十年二月二十六日

福島県知事 佐 藤 雄 平

- 一 申請のあつた年月日

平成二十年二月四日

二 名称

特定非営利活動法人白坂ころんぶす

三 代表者の氏名

山本 光子

四 主たる事務所の所在地

福島県白河市新白河三丁目十七番二百一号

五 定款に記載された目的

この法人は、福島県南地域を元気にするため、子供から高齢者までが山羊と羊によるふれあいを楽しむ環境を整備し、農作業体験や里山の整備を通じて都会の人々との交流を行い、生活のあらゆる場面で情報技術の恩恵を享受できる地域環境を創出することを目的とします。このため必要な多方面のNPOや社会貢献できる人材を創出して、インターネット等情報技術に関する支援を行い、お互いが仲良く助け合いながら暮らせるように、地域の活性化を図ります。

(文化領域県民文化グループ)

公告第九十七号

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があつた。

平成二十年二月二十六日

福島県知事 佐 藤 雄 平

事業所の名称	変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	サービスの種類	サービスの主たる対象者
いわき市内郷指定居宅介護事業所	いわき市内郷高坂町砂子田一―一	いわき市内郷高坂町四方木田一九	いわき市	いわき市平字梅本二二	居宅介護	精神障害者

(自立支援領域障がい者支援グループ)

公告第九十八号

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関は、当該指定を辞退した。

平成二十年二月二十六日

町店	宝山堂薬局本	名 称
〇―一二	会津若松市本町一	所 在 地
三一日	平成二〇年一月	辞 退 年 月 日
更生医療	育成医療	自立支援医療 の 種 類
	調剤	辞退した診 療科名

(自立支援領域障がい者支援グループ)

福島県知事 佐藤雄平